平成２９年（フ）第１０３号
大阪府堺市中区大野芝町186―２―706
破産者　株式会社エヌ・アイ・エス
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７４号
大阪府吹田市樫切山４番３号
破産者　Ａ＆Ｍ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９８号
大阪府東大阪市岩田町４丁目17番21号
破産者　加賀食品株式会社
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３８号
大阪市住吉区長居１丁目３番28―101号
破産者　株式会社エーヨーケア
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６号
神戸市垂水区松風台２丁目１番１―1105号
破産者　有限会社きてきて
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５号
兵庫県尼崎市名神町１丁目２番32号
破産者　株式会社徳田自動車
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３号
岡山県新見市高尾532番地、旧住所和歌山県和歌山市黒田313番地11　Ｄ－ｒｏｏｍ黒田102
破産者　竜本　大幹
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第１１８号
熊本市北区打越町40番59号
破産者　有限会社トライフ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目58番８号
破産者　株式会社吾空
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
鹿児島県いちき串木野市曙町95番地１
破産者　有限会社和空
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
東京都あきる野市三内342番地１
破産者　株式会社五日市観光
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２６号
東京都あきる野市深沢48番地
破産者　荒井　　潤
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６号
三重県鈴鹿市野町東２丁目１番24号
破産者　原口　祥廣
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６４号
三重県津市白山町垣内28番地888
破産者　源本　　潔
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
三重県津市香良洲町1259番地、前住所三重県津市香良洲町134番地57
破産者　サントス　マウロこと　ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ　ＭＡＵＲＯ　ＳＥＲＧＩＯ
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８１号
三重県三重郡菰野町大字根の平73番地２
破産者　青木　貞子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
三重県四日市市ときわ２丁目７番13号
破産者　有限会社加納商店
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
三重県四日市市江村町1012番地２
破産者　株式会社カーテックス
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
三重県桑名市大字桑名304番地　加藤借家、前住所三重県三重郡川越町大字当新田770番地　リバーサイドコーポＯＡＳＩＳ102号
破産者　大久保澄夫
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
岡山市北区島田本町１丁目６番18号アルファライフ岡山駅西502
破産者　髙谷　澄人
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
長崎県松浦市志佐町赤木免妙後原578番地３
破産者　有限会社平川食品工業
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第６８６５号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目３番12号
破産者　有限会社アブエラ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部